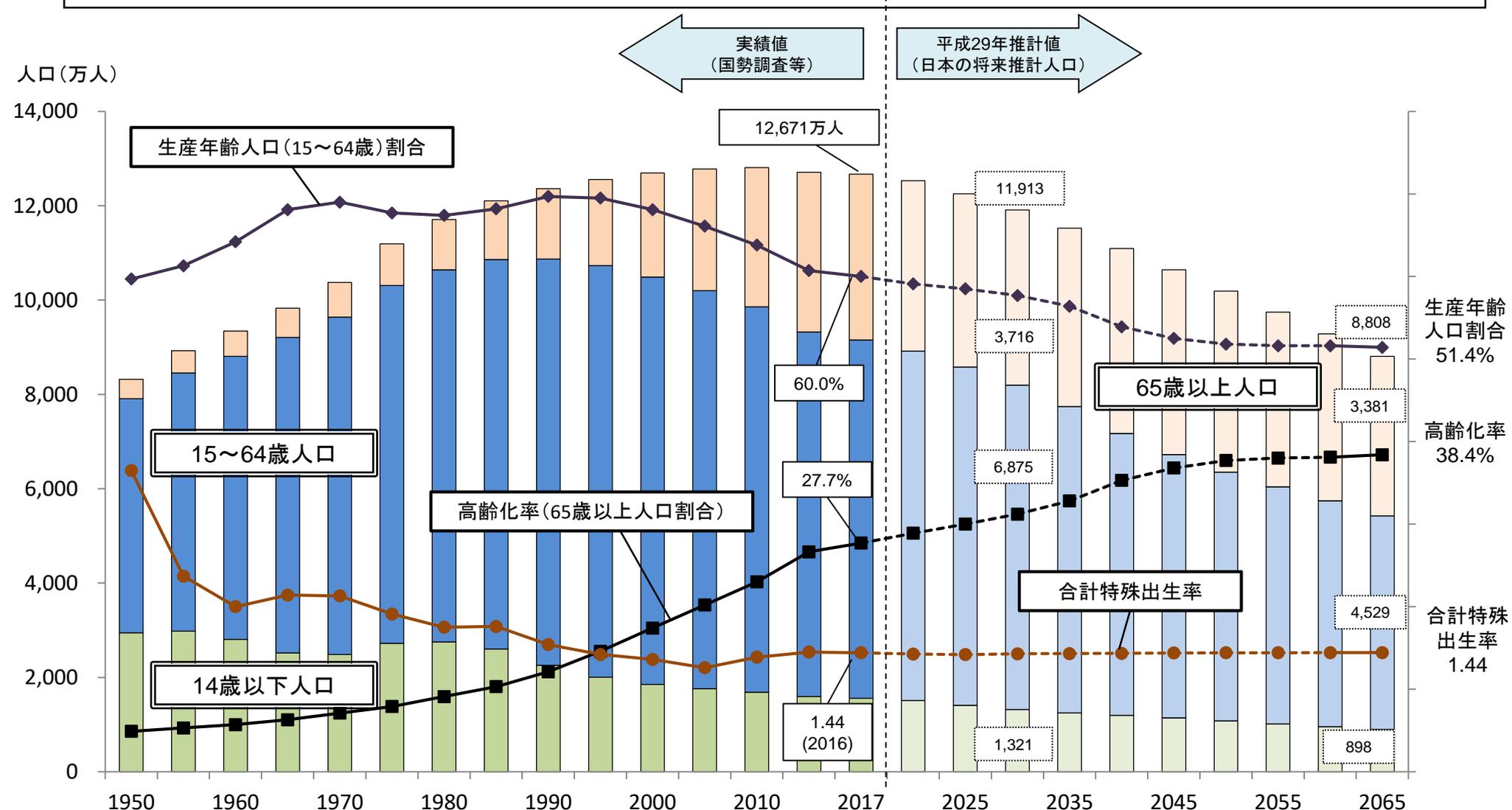


救急医療に係る現状について

救急医療の現状

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2017年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」、2016年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2018年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

救急医療体制の経緯

- 1948 (昭和23年) 消防組織法→消防組織は独立(市町村)
- 1963 (昭和38年) 消防法の一部改正(昭和38年法律第88号)
救急搬送業務の法制化
- 1964 (昭和39年) 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)
⇒救急医療機関告示制度
- 1976 (昭和51年) 「救急医療懇談会」提言
- 1977 (昭和52年) 救急医療対策の整備事業について
(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知)
初期、第二次、第三次救急医療体制の発足

(別添)「救急医療対策事業実施要綱」

初期救急医療体制

休日夜間急患センター事業、小児初期救急センター事業

入院を要する(第二次)救急医療体制

病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療拠点

救命救急センター

1989 (平成元年) 救急医療体制検討会

1991 (平成3年) 救急救命士法

救急医療体制の経緯

1997（平成9年）救急医療体制基本問題検討会

- －救急医療体制のあり方
- －救急医療体制の個別課題
- －救急医療の啓発普及
- －救急医学教育

2000（平成12年）病院前救護体制のあり方に関する検討会

- －病院前救護体制におけるメディカルコントロールについて
- －地域における病院前救護体制を支える体制作り
- －救急救命士の業務内容、教育と養成について
- －心肺蘇生法の啓発・普及

2008（平成20年）救急医療の今後のあり方に関する検討会

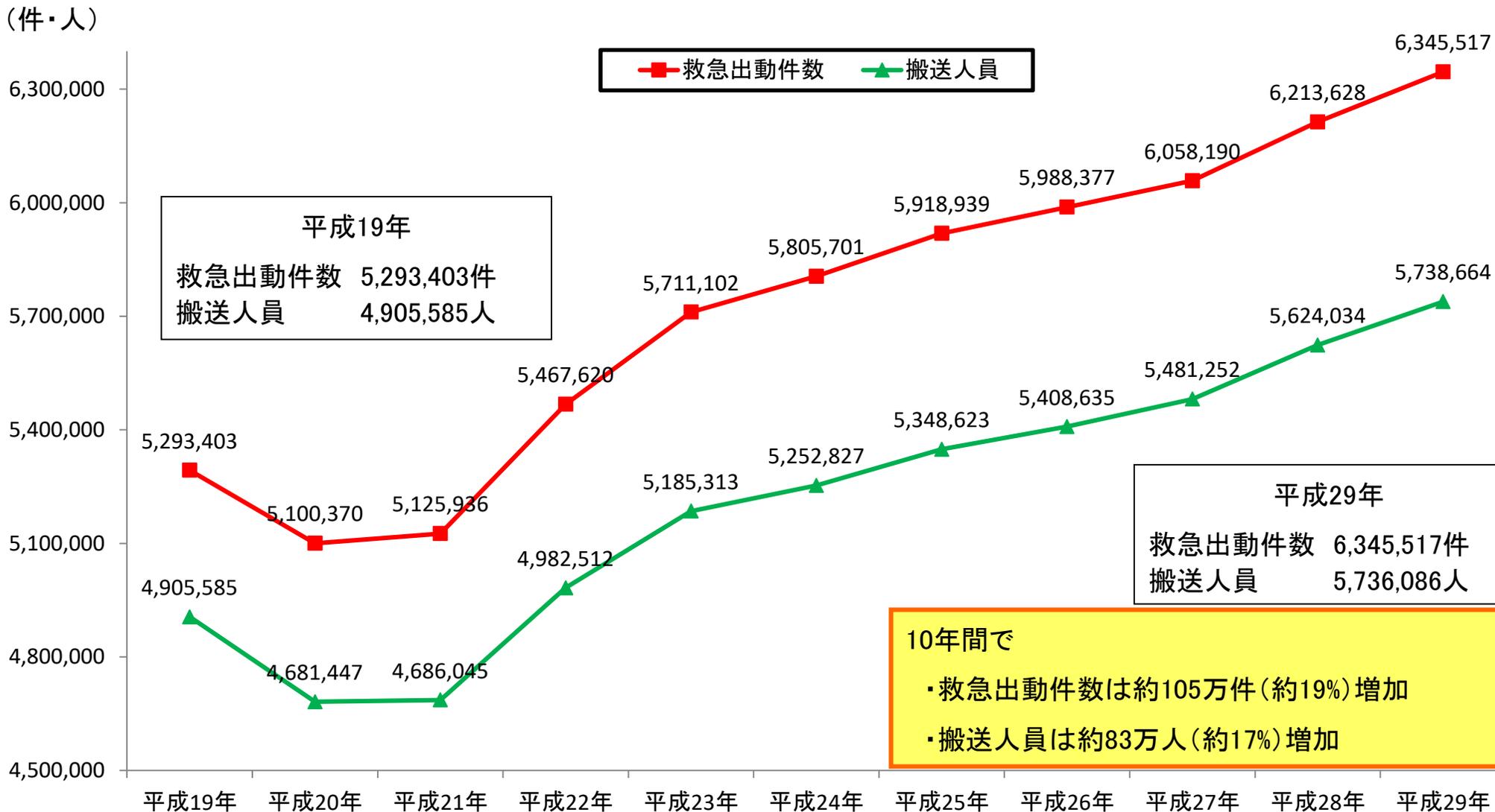
- －二次医療機関、三次医療機関の充実
- －救急搬送における課題と円滑な受入推進について

2013（平成25年）救急医療体制等のあり方に関する検討会

- －救急患者搬送・受入体制の機能強化について
- －救急医療機関・救急医療体制の充実強化について
- －救急患者の搬送等について
- －小児救急医療における救急医療機関との連携について
- －母体救命に関する救急医療機関との連携について
- －精神疾患を有する患者の受入れ及び対応後の精神科との連携体制の構築について

救急出動件数及び搬送人員の推移

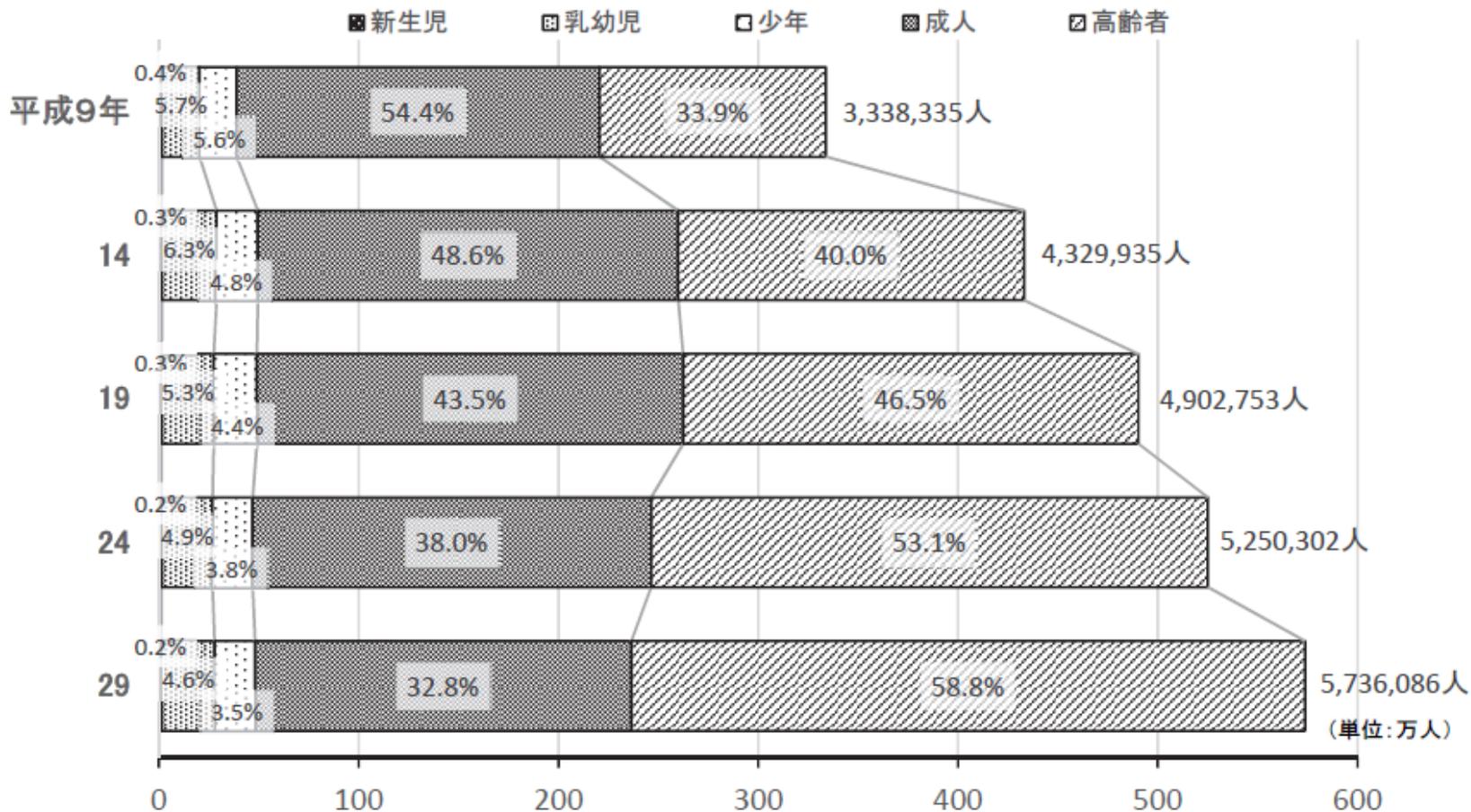
○ 救急出動件数及び搬送人員数ともに、9年連続の増加となり、過去最多となった。



(注) 1 平成10年以降の救急出場件数及び搬送人員についてはヘリコプター出動分を含む。
2 各年とも1月から12月までの数値である。

年齢区分別搬送人員構成比率の推移

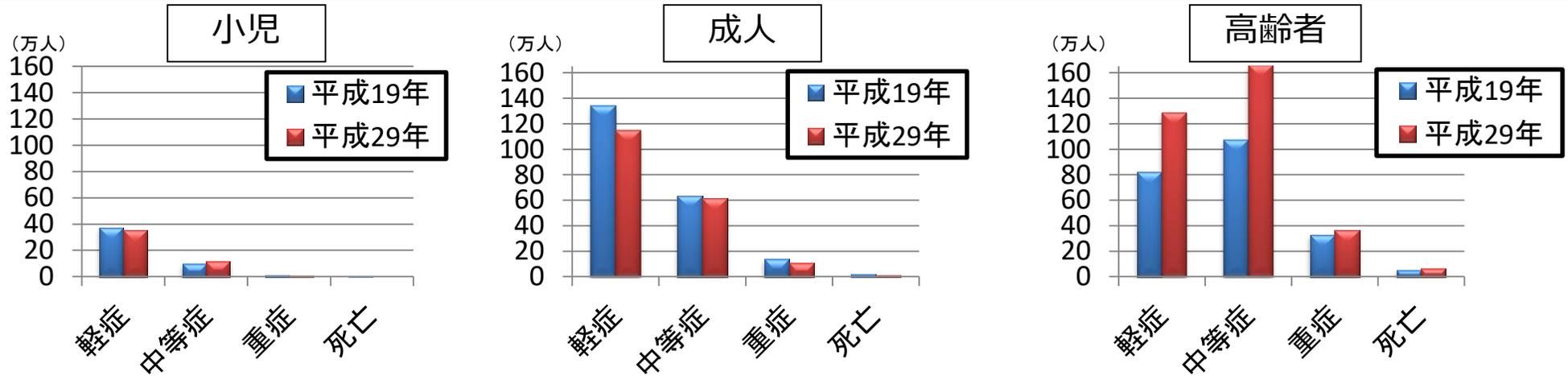
○ 高齢者の搬送割合は年々、増加傾向にある。



- (注) 1 平成9年の年齢区分別の搬送人員については、傷病程度が判明したもののみを計上している。
 2 端数処理 (四捨五入) のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

10年間の救急搬送人員の変化(年齢・重症度別)

○ 救急搬送人員の伸びは、年齢別では高齢者が多く、重症度別では軽症・中等症が多い。



平成19年中

| 全体 | 小児 | 成人 | 高齢者 |
|-----|--------|---------|---------|
| 死亡 | 0.3万人 | 2.1万人 | 5.3万人 |
| 重症 | 1.3万人 | 13.6万人 | 32.9万人 |
| 中等症 | 10.1万人 | 63.4万人 | 107.3万人 |
| 軽症 | 37.3万人 | 134.0万人 | 82.1万人 |

平成29年中

| 全体 | 小児 (18歳未満) | 成人 (18歳～64歳) | 高齢者 (65歳以上) |
|-----|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 死亡 | 0.7万人 0.2万人減 -73% | 1.2万人 0.9万人減 -42% | 6.4万人 1.2万人増 23% |
| 重症 | 0.9万人 0.2万人減 -22% | 10.7万人 2.8万人減 -21% | 36.5万人 3.6万人増 11% |
| 中等症 | 11.6万人 1.5万人増 15% | 61.4万人 1.9万人減 -3% | 165.6万人 58.3万人増 54% |
| 軽傷 | 35.3万人 1.9万人減 -5% | 114.8万人 19.0万人減 -14% | 128.2万人 46.0万人増 56% |

傷病程度とは、救急隊が傷病者を医療機関に搬送し、**初診時における医師の診断**に基づき、分類する。

死亡：初診時において死亡が確認されたもの
 重症(長期入院)：傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの
 中等症(入院診療)：傷病程度が重症または軽症以外のもの
 軽症(外来診療)：傷病程度が入院加療を必要としないもの

救急医療体制体系図

救命救急医療（第三次救急医療）

救命救急センター（289カ所）
（うち、高度救命救急センター（41カ所））

○重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるもの。

平成30年4月1日現在

ドクターヘリ（53カ所）

平成30年9月24日現在

入院を要する救急医療（第二次救急医療）

病院群輪番制病院（421地区、2,851カ所）

○二次医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、当番制により、休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れるもの。

共同利用型病院（14カ所）

○二次医療圏単位で、拠点となる病院が一部を開放し、地域の医師の協力を得て、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れるもの。

平成30年4月1日現在

初期救急医療

在宅当番医制（625地区）

○郡市医師会ごとに、複数の医師が在宅当番医制により、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。

休日夜間急患センター（575カ所）

○地方自治体が整備する急患センターにて、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。

平成30年4月1日現在

救急医療の体制

救命救急医療

- 24時間365日の救急搬送受入(複数診療科にわたる重篤な救急患者)
- 傷病者の状態に応じた適切な救急医療

○○病院(救命センター)

入院救急医療

- 24時間365日の救急搬送受入
- 傷病者の状態に応じた適切な救急医療

□□病院

初期救急医療

- 傷病者の状態に応じた適切な救急医療

◇◇休日・夜間急患センター

救命期後医療

- 在宅等での療養を望む患者に対する退院支援
- 合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療

◆◆病院

在宅等での生活

救護

【住民等】

- 救急搬送要請及び救急蘇生法

【救急救命士等】

- 救急救命士の適切な活動
- 適切な救急医療機関への直接搬送

実施基準

搬送時連携

転院時連携

発症

重症度

時間の流れ

救命救急センターについて①

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

概要

- ・都道府県の医療計画に基づき、都道府県知事により指定され、救命救急医療機関として位置付けられたもの。
- ・24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること
- ・傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

医療機関に求められる事項

- ・ 緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。
 - ・ その他の医療機関では対応できない重篤患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。
 - ・ また、救命救急士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。
-
- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の患者や、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害も含めて24時間365日必ず受け入れる事が可能であること
 - ・ 集中治療室(ICU)、心臓病専門病室(CCU)、脳卒中専門病室(SCU)等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能なこと
 - ・ 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること(救急科専門医等)
 - ・ 必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること
 - ・ 実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと

救命救急センターについて②

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

- ・救命救急に係る病床の確保のため、一般病棟の病床を含め、医療機関全体としてベッド調整を行う等の院内の連携がとられていること
- ・急性期のリハビリテーションを実施すること
- ・急性期を経た後も、重度の脳機能障害(遷延性意識障害等)の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器による管理を必要とする患者等の、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること。
- ・実施基準の円滑な運用・改善及び都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと
- ・DMAT派遣機能を持つ等により、災害に備えて積極的な役割を果たすこと。
- ・救急医療情報センターを通じて、診療機能を住民・救急搬送機関等に周知していること。
- ・医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力していること
- ・都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させるとともに、救急救命士の気管挿管・薬剤投与等の病院実習や、就業前研修、再教育などに協力していること
- ・救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)によって定められる救急病院であること。

 現在、47都道府県、289カ所が指定されている (平成30年4月1日時点)

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| センター数 | 221 | 221 | 246 | 259 | 266 | 271 | 279 | 284 | 289 |

(各年度末)

第二次救急医療の機能

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

概要

- ・24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること
- ・傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

医療機関に求められる事項

- ・地域で発生する救急患者への初期診療を行い、必要に応じて入院治療を行う。
 - ・脳卒中、急性心筋梗塞等に対する医療等、自施設で対応可能な範囲において高度な専門的診療を担う。
 - ・自施設で対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに救命救急医療を担う医療機関等へ紹介する。
 - ・救急救命士等への教育も一部担う。
-
- ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること
 - ・救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
 - ・救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること。
 - ・初期救急医療や精神科救急医療体制等と連携していること。
 - ・当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携していること。
 - ・救命医療情報センターを通じて、診療可能な日時や、診療機能を住民・救急搬送機関に周知していること
 - ・急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションを実施すること。
 - ・医師、看護師、救急救命士等の医療従事者に対し、必要な研修を行うこと。
 - ・数年間、受入実績のない救急医療機関については、その位置付けについて見直しを検討すること
 - ・救急病院等を定める省令によって定められる救急病院であること。

初期救急医療の機能

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付医政指発0331第3号)抜粋)
(救急医療対策事業実施要綱(平成29年3月27日付一部改正医政発0327第38号)抜粋)

概要

- ・傷病者の状態に応じた適切な情報や救急医療を提供すること

医療機関に求められる事項

主に、独歩で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。

- ・救急医療の必要な患者に対し、外来診療を提供すること
- ・休日・夜間急患センターの設置や、在宅当番医制などと合わせて、地域で診療の空白が生じないように努めること
- ・病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること
- ・休日・夜間に対応できる薬局と連携していること
- ・自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知していること

救急救命士法の制定と応急処置の拡大

○ 病院又は診療所に搬送されるまでの間の傷病者に対する救急救命処置については必ずしも十分ではない。

平成1年 「救急医療体制検討会小委員会」(厚生省)

平成2年

- ①医師・看護師が現場に出動して高度な応急処置を提供するドクターカー制度の充実・医師の判断を現場に届けるホットラインの導入
- ②医師の指示の下に応急処置を行う救急救命士制度の創設・教育を受けた救急隊員に応急処置を追加して行わせること

「救急業務研究会」(自治省消防庁)

プレホスピタル・ケアの充実のため

- ①医師・看護師による救急現場への出動(ドクターカー方式)
- ②救急隊員の行う応急処置の範囲拡大が考えられるが、①は現実には全国的展開に限界、②が現実的かつ効果的。

平成3年 救急救命士法の制定

法律制定の趣旨

- ・ 救急救命処置を行うことを業とする者として救急救命士の資格を定め、
- ・ その資質の向上をはかるとともにその業務が適正に運用されるように規律し、
- ・ もって医療の普及及び向上に寄与すること

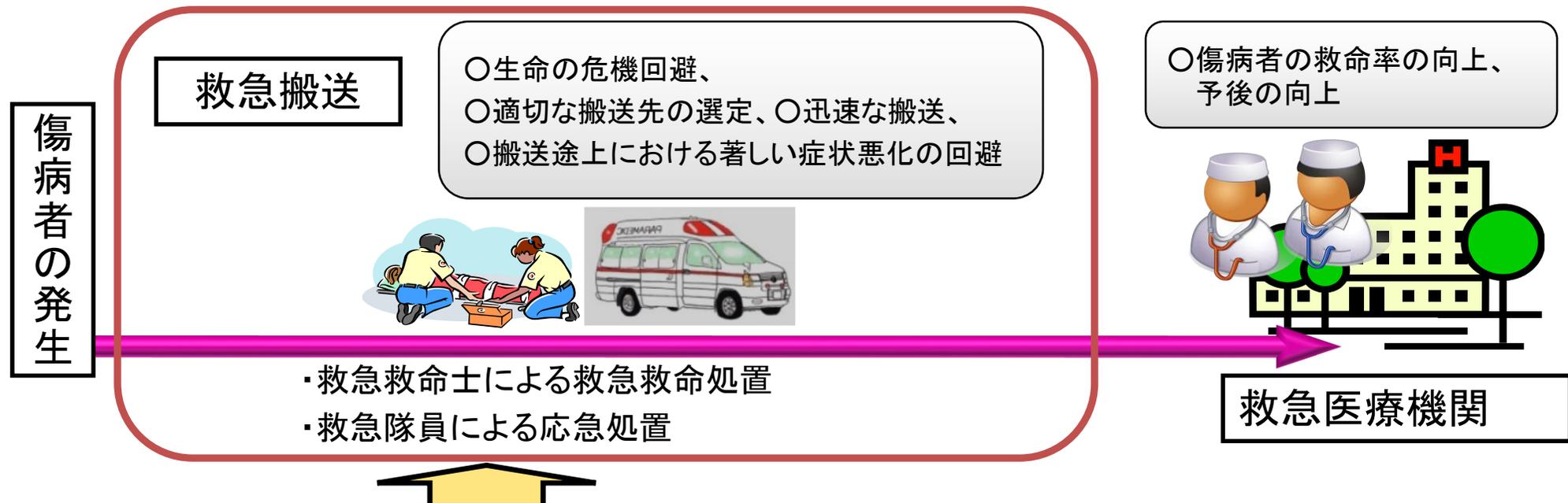
平成3年 救急隊員の行う応急処置等の基準の一部改正等について

応急処置の拡大(9項目)

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| ①自動心マッサージ機 | ④血圧測定 | ⑦心電図伝送等 |
| ②在宅療法の継続 | ⑤心音呼吸音聴取 | ⑧経鼻エアウェイ |
| ③ショックパンツ | ⑥血中酸素飽和度測定 | ⑨喉頭鏡・マギール鉗子 |

救急救命士について

救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、重度傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者（平成3年に救急救命士法により制度創設）



メディカルコントロール: 医学的観点から、救急救命士の救急救命処置等の質を保障

- 業務のプロトコルの作成
- 医師の指示、指導・助言
- 救急活動の事後検証
- 救急救命士等の教育 等

メディカルコントロール協議会

- ・医療機関(救命救急センター長など)
- ・都道府県・郡市区医師会
- ・消防機関
- ・県(衛生部局、消防部局) 等

救急救命士とは

(救急救命士法第2条)

- 「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。
- 「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(重度傷病者)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重症傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

救急救命士の業務独占と名称独占について

- 救急救命士は、保助看法第31条及び32条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。(救急救命士法第43条第1項)
 - ※ 保健師助産師看護師法第5条 看護師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
同法第31条 看護師でない者は、第5条に規定する行をなしてはならない。(同法32条は、准看護師)
 - ※ 「業務独占資格は、国民の職業選択の自由を制約することとなるので、国民の生命・財産の保全を図る上で重大な役割を果たすもの等に限定する」(「公的規制緩和等に関する答申」(昭和63年12月1日)の考え方に沿っている。
 - 限定的に業務独占を有する:救急救命業務の一部には、診療の補助行為を含む。救急救命士は、一般的には禁止されている診療の補助行為の一部を業とする権能がある。
 - ※ その他、限定的に業務独占を有するコメディカル職種
臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技師、義肢装具士
- 救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。(救急救命士法第48条)

罰則

- 第53条 次の号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第44条第1項の規定に違反して、同項の規定に基づく厚生労働省令の規定で定める救急救命処置を行った者
 - 二 第44条第2項の規定に違反して、救急用自動車等以外の場所で業務を行った者
- 第55条 次の号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- (略)
- 四 第48条の規定に違反して、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用した者

救急救命士が業務を行う場所の規定

- 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの（「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。（救急救命士法第44条第2項）
- 「救急自動車等」とは、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、法第二条第一項の医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するものとする。（救急救命士法施行規則第22条）

罰則

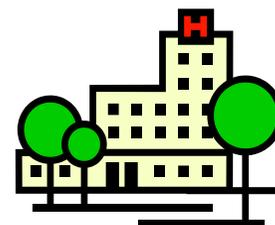
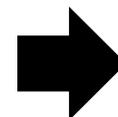
第53条 次の号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第44条第2項の規定に違反して、救急用自動車等以外の場所で業務を行った者



救急用自動車等



病院又は診療所

救急救命処置録

(救急救命処置録)

(「救急救命士法」)

第46条 救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を救急救命処置録に記載しなければならない。

2 前項の救急救命処置録であつて、厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士のした救急救命処置に関するものはその機関につき厚生労働大臣が指定する者において、その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その記載の日から五年間、これを保存しなければならない。

(法第46条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置録の記載事項)

(「救急救命士法施行規則」)

第23条 法第46条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置録の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 救急救命処置を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 救急救命処置を行った者の氏名
- 三 救急救命処置を行った年月日
- 四 救急救命処置を受けた者の状況
- 五 救急救命処置の内容
- 六 指示を受けた医師の氏名及びその指示内容

(法第46条第2項の厚生労働省令で定める機関)

第24条 法第46条第2項の厚生労働省令で定める機関は、病院、診療所及び消防機関とする。

救急救命士の資格を有する救急隊員が法第44条第1項に規定する「厚生省令で定める救急救命処置」を行った場合は、法第46条に規定する「厚生省令で定める事項」を救急救命処置録に記載しなければならないとされたが、当該救急救命処置録は、救急業務実施基準第20条に規定する救急活動記録票で足りるものであること。

(「救急救命士法の施行に伴う救急業務実施上の留意事項について」平成3年8月28日付消防救第83号消防庁救急救助課長通知)

救急救命士による救急救命処置

(「救急救命処置の範囲等について」平成4年指第17号 改正:平成26年1月31日 医政指発0131第1号をベースとして、
「救急隊員の行う応急処置等の基準」昭和53年消告2号 改正平成16年消告1・21を合わせて作成)

医師の包括的な指示

- ・ 特定の在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- ・ 口腔内の吸引
- ・ 経口エアウェイによる気道確保
- ・ バッグマスクによる人工呼吸
- ・ 酸素吸入器による酸素投与
- ・ 自動体外式除細動器による除細動 (※)
- ・ 的手法による気道確保
- ・ 胸骨圧迫
- ・ 呼吸吹き込み法による人工呼吸
- ・ 圧迫止血
- ・ 骨折の固定
- ・ ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去
- ・ 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
- ・ 必要な体位の維持、安静の維持、保温

救急救命士のみ

- ・ 精神科領域の処置
- ・ 小児科領域の処置
- ・ 産婦人科領域の処置
- ・ 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与
- ・ **血糖測定器を用いた血糖測定**
- ・ 気管内チューブを通じた気管吸引
- ・ 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- ・ 血圧計の使用による血圧の測定
- ・ 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送
- ・ 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- ・ 経鼻エアウェイによる気道確保
- ・ パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- ・ ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- ・ 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫
- ・ 心マッサージの施行

医師の具体的指示 (特定行為)

- ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液 (※)
- ・ 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブ (※) による気道確保
- ・ エピネフリンを用いた薬剤の投与 (※)
- ・ **乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液**
- ・ **低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与**

メディカルコントロール体制の確保

メディカルコントロール

傷病者の救命率や予後の向上のため、①業務のプロトコルの作成、②医師の指示、指導・助言、③救急活動の事後検証、④救急救命士等の教育等により、医学的観点から、救急救命士の救急救命処置等の質を保障

地域メディカルコントロール協議会

(医療機関(救急医など)、郡市区医師会、消防機関、県(衛生部局、消防部局)等)

- ・業務のプロトコルの作成
- ・医師の指示、指導・助言体制の整備
- ・救急活動の事後検証体制の確保
- ・救急救命士等の教育機会の確保
- ・地域の医療機関と消防機関の連絡調整 等



都道府県メディカルコントロール協議会

(医療機関(救命救急センター長など)、都道府県医師会、消防機関、県(衛生部局、消防部局)等)

- ・地域のメディカルコントロール体制間の調整
- ・地域メディカルコントロール協議会からの報告に基づき指導、助言 等

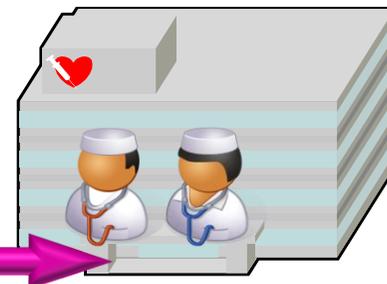
全国メディカルコントロール協議会連絡会

- ・全国の関係者間での情報共有及び意見交換の促進等

傷病者の発生

救急搬送

- ・救急救命士による救急救命処置
- ・救急隊員による応急処置



救急医療機関

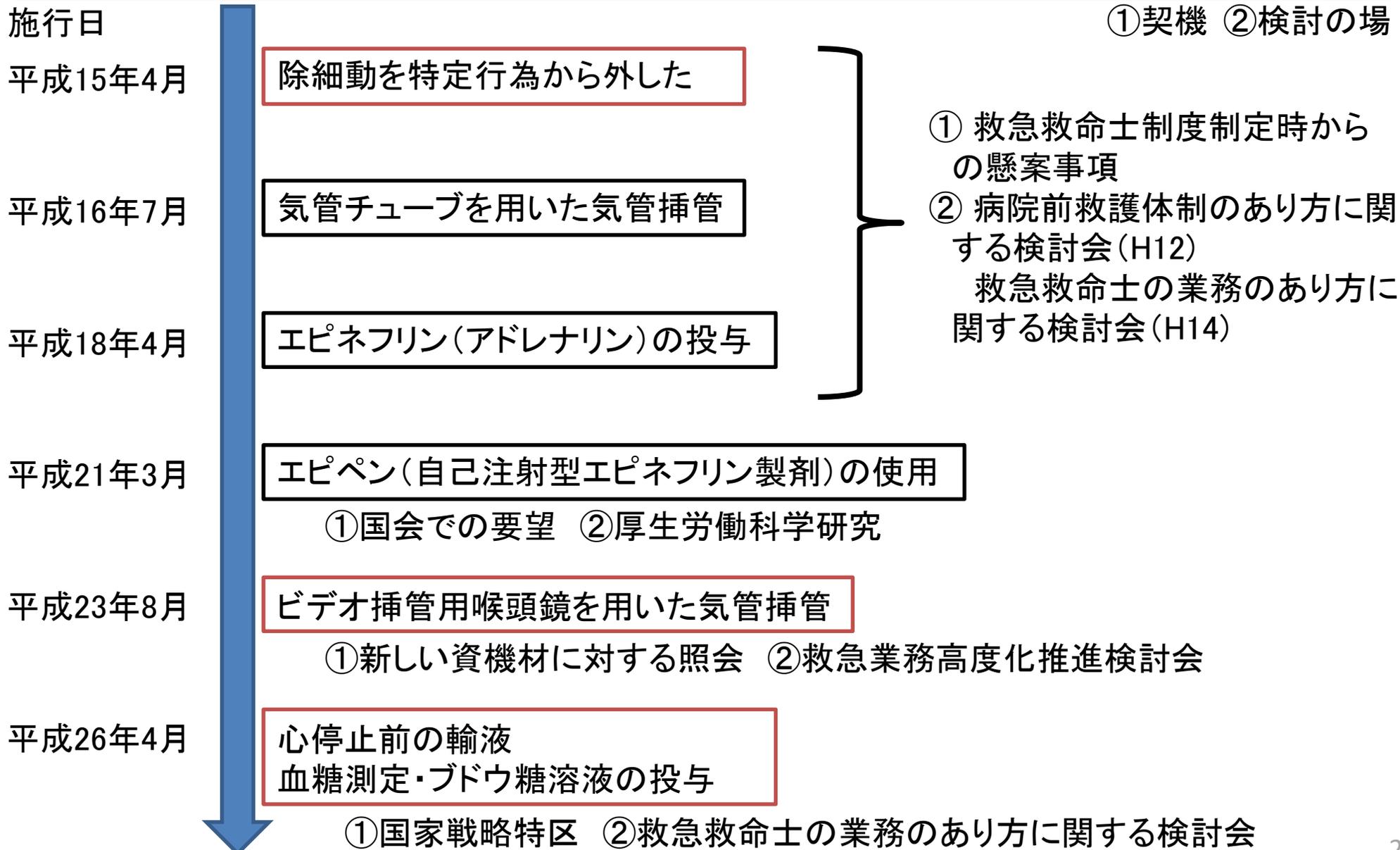
医療計画でMC協議会に求められる事項

(「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省地域医療計画課長通知)

- 救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- 実施基準を踏まえ、搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂すること
- 医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立されていること
- 救急救命士等への再教育を実施すること
- ドクターカーやドクターヘリ等の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用の際には、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めること
- 必要に応じて年間複数回以上協議会を開催すること

救急救命処置の範囲の見直しの経緯



メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成15年4月 医師の具体的な指示が必要な行為である除細動を包括的指示で実施可能なように見直し

| | |
|---|---|
| <p>「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」 (平成15年3月26日医政発第0326002号厚生労働省医政局長)</p> | <p>(抜粋) 第3 留意事項 1. メディカルコントロール体制の整備について (前略)プロトコルの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコルに沿った実施等についての事後検証体制の整備など、事前・事後のメディカルコントロール体制の整備が包括的指示の下での除細動実施の条件となることに十分留意されたいこと。なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」(平成14年7月23日付け消防庁次長、医政局長通知)等関連通知を参照されたいこと。</p> |
| <p>「メディカルコントロール体制の充実強化について」 (平成15年3月26日消防救第73号・医政指発第0326002号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長)</p> | <p>(抜粋) 1. メディカルコントロール体制の構築 救急業務の更なる高度化を図るためには、メディカルコントロール体制を構築することが必要であり、都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会の適切な運用を図り、常時指示体制、事後検証体制及び再教育体制の一層の充実等に努めること。 2. 事後検証体制の整備 包括的指示下での除細動及び医師の具体的な指示を必要とする救急救命処置等を実施した場合には、メディカルコントロール体制の下で事後検証を実施すること。(中略)事後検証の結果については、定期的に地域メディカルコントロール協議会へ報告すること。 3. 包括的指示下での除細動の実施に当たっての留意事項 (1)プロトコルに沿った実施 プロトコルについては「包括的指示下での除細動に関する研究会」において検討されたものを十分に活用するとともに、必要に応じて地域メディカルコントロール協議会で見直し等を行うように努めること。救急救命士は、プロトコルに習熟した上で、プロトコルに沿って早期除細動に努め、救命効果の向上を図ること。 (2)所要の知識の習得 包括的指示下で除細動を実施する救急救命士は、救急救命士の国家試験に合格した者であって、包括的指示下での除細動に関する講習(4時間以上)を修了している者とするとし、今後の養成課程の見直しにより、包括的指示下での除細動での実施に関する教育を修了することとなる者を除き、同様であること。 (3)事後検証体制の確立 包括的指示下での除細動については、地域メディカルコントロール協議会が設置され、事後検証体制が確保されていることが前提であり、こうした条件の成就した地域において実施されるものであること。</p> |
| <p>「メディカルコントロール体制の整備について」 (平成15年7月28日消防救第178号・医政発第0728010号消防庁次長・厚生労働省医政局長)</p> | <p>(抜粋) 1 包括的指示下での除細動の早期実施 早期除細動については、延命効果の向上に大きく寄与するものであることから、「包括的指示下での除細動」を実施できていない地域においては、早期実施を目指し、事後検証体制を確立するなどメディカルコントロール体制の整備を図ること。 2 救急医の養成・確保 メディカルコントロール体制の整備・充実に当たっては、救急医の養成・確保を図ることが必要であり、関係部局等で十分に連携を図りながら取組みを推進すること。</p> |

メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成16年7月 気管内チューブによる気道確保を特定行為に追加

| | |
|---|---|
| <p>「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について」 (平成16年3月23日医政発第0323001号厚生労働省医政局長)</p> | <p>(抜粋) 第1 改正の趣旨及び内容 医師の具体的な指示に基づき、気管内チューブによる気道確保でなければ気道確保が困難な重度傷病者(心臓機能停止の状態及び呼吸機能停止の状態にある者に限る。)の場合に限り認められるものであり、その実施主体は、事前及び事後のメディカルコントロール体制の下、必要な講習・実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に限られるものであること。 第2 留意事項 1 メディカルコントロール体制の整備について 実施に際して、常時、医師の具体的な指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコルの作成、事後検証体制、再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたいこと。なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」(平成14年7月23日付消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)、「メディカルコントロール体制の整備について」(平成15年7月28日付消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知)等において周知してきたところであるが、気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知することとしているので参考にされたい。</p> |
| <p>「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」 (平成16年3月23日消防発第58号医政指発第0323071号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長)</p> | <p>(抜粋) 1. 医師からの具体的な指示・指導体制の充実 救急救命士が気管内チューブによる気道確保等を適切に行うためには、迅速かつ確実に医師の具体的な指示を受ける必要があることから、その実施にあたり、常時医師からの具体的な指示・指導を受けられる体制の充実を図ること。 2 プロトコルに沿った実施 気管内チューブによる気道確保のプロトコル(以下「プロトコル」という。)については、平成14年度厚生労働科学研究「救急救命士による特定行為の再検討に関する研究」報告書にある「気管挿管の業務プロトコル」を参考にしつつ、地域メディカルコントロール協議会で作成すること。 3 所要の知識の習得 医師の具体的な指示下での気管内チューブによる気道確保を実施する救急救命士は、救急救命士の国家試験に合格した者であって、気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習を修了していることとし、救急救命士学校養成所指定規則(平成16年文部科学省・厚生労働省令1号)の改正後の救急救命士学校養成所指定規則(平成3年文部科学省・厚生労働省令第2号)に基づく教育内容を履修した者についても、救急救命士の国家試験合格後、実習を修了する必要があること。 4 事後検証体制の確立等 医師の具体的な指示下での気管内チューブによる気道確保については、地域メディカルコントロール協議会が設置され、事後検証体制が確保されていることが前提であり、事後検証を行う際には、気管内チューブによる気道確保を実施した際の観察結果、固定状況等必要事項を正確に把握する必要があることから、平成15年通知にある事後検証表を参考にし、必要に応じて、地域メディカルコントロール協議会で見直し等を行うよう努めること。</p> |

メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成18年4月 気管内チューブによる気道確保を特定行為に追加

| | |
|--|--|
| <p>「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」 (平成16年3月23日医政指発第0323049号厚生労働省医政局指導課長)</p> | <p>(抜粋) 1 講習について 原則として次の条件を満たすものであり、講習実施施設の長は、その内容について、都道府県メディカルコントロール協議会(以下「都道府県MC協議会」という。)又は地域メディカルコントロール協議会(以下「地域MC協議会」という。)と十分協議すること。なお、本講習終了後に2の実習が円滑に実施できるよう、各都道府県関係部局は連携して講習の受講者数等も含めて、講習の実施について、都道府県MC協議会又は地域MC協議会とも十分協議すること。 (1)対象者について 救急救命士の資格を有する者(救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。))の施行日(平成16年4月1日)後に実施される救急救命士の試験の合格者(以下「新試験合格者」という。))を除く。 (2)講習内容及び講習時間について 別表に定める内容を含む62時間(1時間は50分)以上のものであること (7)講習修了証明書の発行について 適切な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習実施施設の長が、講習修了証明書を発行すること。 2 実習について 原則として、次の条件を満たすものとし、実習受入施設の長は、その内容について、都道府県MC協議会又は地域MC協議会と十分協議すること。なお、実習の取り扱いについては、『「病院(手術室)実習ガイドライン」の取りまとめについて』(平成16年1月16日付事務連絡)で予め準備のため周知していたので、併せて参考にされたい。 (1)対象者について 救急救命士の資格を有し前期1の講習を修了した者又は新試験合格者であって、都道府県MC協議会又は地域MC協議会が対象として認めた者。 (2)実習内容について 実習生1人につき気管挿管の成功症例(成功症例とは、患者に有害結果を与えず、2回以内の施行で気管挿管を完了したものを言う。)を、30例以上実施させること。 (3)施設基準について 当該実習受入に関する理解や実習指導医の配置状況等をふまえ、都道府県MC協議会又は地域MC協議会が選定した施設であること。 (7)実習修了証明書について 30例以上の成功症例を経験した者については、実習受入施設の長が、実習修了証明書を発行すること。 3 実習及び講習修了者の認定及び登録について 気管内チューブによる気道確保を行う際には、常時オンラインメディカルコントロールによって、医師の具体的な指示を受けることになるので、その円滑な運用を図るために、1の講習を修了して、講習修了認定書の交付を受けた者及び新試験合格者のうち、2の実習を修了して、実習修了認定書の交付を受けた救急救命士を把握する必要がある。都道府県MC協議会は、救急救命士の資格を有し、1(7)及び2(7)に基づく各々の修了書等によって、上記の把握ができた者に対して、医師の具体的な指示下での気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定書を交付し、また、その認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成、管理するとともに、気管内チューブによる気道確保の円滑な運用のために地域MC協議会と情報を共有すること。 4 再教育について 気管内チューブによる気道確保を行う際に必要な知識、技能を修得し、3の認定証を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するために必要な再教育を行うこと。</p> |
| <p>(参考) 『「病院(手術室)実習ガイドライン」の取りまとめについて」 (平成16年1月16日事務連絡厚生労働省医政局指導課)</p> | <p>(抜粋) 今後の実習病院の選定等病院実習の体制整備を図る上での参考にされるとともに「救急救命士病院実習受入促進事業」の活用に向けて検討いただきたい。 なお、気管挿管に係る救急救命処置の処置範囲拡大については、今年度中に、講習・実習に係る実施要領等も含め、法令改正及び通知の発出等、所要の手続きを行う事としており、については、どの動向に留意いただくと共に、(中略)事前・事後の十分なメディカルコントロール体制の充実等が必要とされることから、更なる体制整備を図られるようお願いしたい。 (2)実習受入方法 ①病院実習受講資格要件を満たし、病院実習を希望する救急救命士を有する消防機関が地域MC協議会に対し文書に推薦する。 ②地域MC協議会が実習受講の対象者を添付する。</p> |

メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成18年4月 エピネフリン(アドレナリン)を用いた薬剤投与を特定行為に追加

| | |
|---|--|
| <p>「救急救命士の薬剤(エピネフリン)投与の実施について」 (平成17年3月10日医政発第0310001号厚生労働省医政局長)</p> | <p>(抜粋) 第1 改正の趣旨及び内容 重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者を対象として、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44条)第21条第3号として、「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」を規定し、新たに「救急救命士法施行規則第21条第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する薬剤(平成17年3月10日厚生労働省告示第65号)」として「エピネフリン」を定めるものである。</p> <p>第2 留意事項 1 メディカルコントロール体制の整備について 実施に際して、常時継続して医師の具体的指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコルの作成、事後検証体制、再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたいこと。なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」(平成14年7月23日付消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)「メディカルコントロール体制の整備について」(平成15年7月28日付消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知)等において周知してきたところであるが、特に薬剤投与については、報告書にもあるとおり、「薬剤投与が除細動や気管挿管に比較しても、誤投与が生じた場合の影響が不可逆的であるなど、より危険を伴う行為」である。このため薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。</p> |
| <p>「救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」 (平成17年3月10日消防救第70号医政指発第031000号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局指導課長)</p> | <p>(抜粋) 1. 医師からの具体的指示・指導体制の充実 救急救命士が薬剤投与等を適切に行うためには、迅速かつ確実に医師の具体的な指示を受ける必要があることから、その実施にあたり、常時継続して医師からの具体的指示・指導を受けられる体制の充実を図ること。</p> <p>2 プロトコールに沿った実施 薬剤投与のプロトコール(以下「プロトコール」という。)については、平成16年度厚生労働科学研究「救急救命士による特定行為の再検討に関する研究」報告書にある「薬剤投与の適応と業務プロトコール」を参考にしつつ、地域メディカルコントロール協議会(以下、「地域MC協議会」)で作成すること。</p> <p>3 所要の知識の習得 医師の具体的指示下での薬剤投与を実施する際、平成18年3月31日以前の救急救命士の国家試験に合格した者は、「救急救命士の薬剤投与のための講習及び実習要領について」(平成17年3月10日医政指発第0310002号厚生労働省医政局指導課長通知)に定める講習及び実習(以下、「追加講習及び実習」という)を修了する必要があること。なお、平成18年4月1日以降の救急救命士の国家試験に合格した者は、救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成17年文部科学省・厚生労働省令第1号)による改正後の救急救命士学校養成所施行規則に基づく教育内容を修得していることから、追加講習及び実習を修了する必要はないこと。</p> <p>4 事後検証体制の確立等 医師の具体的指示下での薬剤投与については、地域MC協議会が設置され、事後検証体制が確保されていることが前提であり、事後検証を行う際には、薬剤投与を実施した際の観察結果、投与状況等必要事項を正確に把握する必要があることから、事後検証表を参考にし、必要に応じて、地域MC協議会で見直し等を行うよう努めること。</p> |

メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成18年4月 エピネフリン(アドレナリン)を用いた薬剤投与を特定行為に追加

「救急救命士の薬剤投与の実施のための講習及び実習要領について」(平成17年3月10日医政指発第0310002号厚生労働省医政局指導課長)

(抜粋)

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月10日厚生労働省令第26号)の施行日(平成18年4月1日)後に実施される救急救命士の試験の合格者(以下「新試験合格者」という。)については、「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」(平成17年3月10日文科科学省・厚生労働省令第1号)による改正後の教育の内容を修得していることから、当該通知で定めるいわゆる追加講習及び実習を受講する必要はないものであることに留意されたい。

1 講習について

原則として、次の条件を満たすものであり、講習実施施設の長は、その内容について、**都道府県メディカルコントロール協議会(以下「都道府県MC協議会」という。)**又は**地域メディカルコントロール協議会(以下「地域MC協議会」という。)**と十分協議すること。なお、本講習終了後に2の実習が円滑に実施できるよう、各都道府県関係部局は連携して講習の受講者数等も含めて、講習の実施について、都道府県MC協議会又は地域MC協議会とも十分協議すること。

(1)対象者について

救急救命士の資格を有する者(新試験合格者を除く。)

(2)講習内容及び講習時間について

別表1に定める内容以上のものであること

(7)講習修了証明書の発行について

適切な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習実施施設の長が、講習修了証明書を発行すること。

2 実習について

原則として、次の条件を満たすものとし、実習受入施設の長は、その内容について、**都道府県MC協議会又は地域MC協議会**と十分協議すること。なお、実習の取り扱いについては、平成16年厚生労働科学研究「救急救命士による到底行為の再検討に監査する研究」報告書にある「病院内での薬剤投与実習ガイドライン」を併せて参考にされたい。

(1)対象者について

救急救命士の資格を有する者(新試験合格者を除く。)

(2)実習内容について

別表1に定める内容以上のものであること

(3)施設基準について

当該実習受入に関する理解や実習指導医の配置状況等をふまえ、**都道府県MC協議会又は地域MC協議会**が選定した施設であること。

(7)実習修了証明書について

実習を修了した者については、実習受入施設の長が、実習修了証明書を発行すること。

3 実習及び講習修了者の認定及び登録について

薬剤投与を行う際には、常時オンラインメディカルコントロールによって、医師の具体的な指示を受けることになるので、その円滑な運用を図るために、1の講習を修了して、講習修了認定書の交付を受けた者のうち、2の実習を修了して、実習修了認定書の交付を受けた救急救命士を把握する必要がある。**都道府県MC協議会**は、救急救命士の資格を有し、1(7)及び2(7)に基づく各々の修了書等によって、上記の把握ができた者に対して、医師の具体的指示下での薬剤投与の実施に係る認定書を交付し、また、その認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成、管理するとともに、薬剤投与の円滑な運用のために**地域MC協議会**と情報を共有すること。

4 再教育について

薬剤投与を行う際に必要な知識、技能を修得し、3の認定証を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するために必要な再教育を行うこと。

(参考)病院内での薬剤投与実習ガイドライン

(6)実習受入方法

既取得者(既に救急救命士国会資格を取得している者)については、所属する組織から**MC協議会**に対し文書で推薦を受け、**MC協議会**が知識や資格が十分であると承認を得たもの

メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成26年4月 心肺機能停止前患者に対する輸液及び低血糖発作患者へのブドウ糖溶投与を特定行為に追加

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について(平成26年1月31日医政発0131第1号厚生労働省医政局長)

(抜粋)

第1 改正の趣旨及び内容

救急救命士法施行規則第21条を改正し、特定行為を行う対象として、重度傷病者のうち心肺機能停止状態でない患者を加え、第1号を「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」に改め、当該患者に対する救急救命処置に関して、第1号「厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた輸液」及び第3号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」とするとともに、第3号「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」に係る薬剤について「ブドウ糖液」を新たに加えることとする。

第2 留意事項

1 **メディカルコントロール体制**の整備について

実施に際して、常時継続して医師の具体的指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコールの作成、事後検証体制、再教育体制等の整備など、**メディカルコントロール体制**の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたいこと。なお、こうした**メディカルコントロール体制**の整備については、「**メディカルコントロール協議会の設置促進について**」(平成14年7月23日付消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)「**メディカルコントロール体制の整備について**」(平成15年7月28日付消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知)等において周知してきたところであり、「救急救命士の薬剤投与の実施に係る**メディカルコントロール体制の充実強化について**」(平成17年3月10日消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局長連名通知)等、救急救命処置の拡大の都度、その充実強化を依頼しているところである。救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る**メディカルコントロール体制**の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る**メディカルコントロール体制の充実強化**について(平成26年1月31日消防救第13号・医政指発第0131第3号消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局指導課長)

(抜粋)

1. 医師からの具体的指示・指導體制の充実

救急救命士が心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施を適切に行うためには、迅速かつ確実に医師の具体的な指示を受ける必要があることから、その実施にあたり、常時継続して医師からの具体的指示・指導を受けられる体制の充実を図ること。

2 プロトコールに沿った実施

救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与のプロトコール(以下合わせて「プロトコール」という。)については、**地域メディカルコントロール協議会(以下、「地域MC協議会」)**で作成すること。その際には、平成25年度厚生労働科学研究「救急救命士の処置範囲に係る研究」報告書にある「『心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与』のプロトコール及び『心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液』のプロトコール」を参考にすること。

3 所定の知識の習得

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施する際は、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」(平成26年1月31日医政指発0131第2号厚生労働省医政局指導課長通知)に定める講習及び実習(以下、「追加講習」という。)を修了し、都道府県**メディカルコントロール協議会**より認定を受ける必要があること。なお、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了した上で救急救命士国家資格に合格した者については、追加講習の対象外となる予定であることを申し添える。

4 事後検証体制の確立等

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、**地域MC協議会**が設置され、事後検証体制が確保されていることが前提であり、当該処置を実施した際の観察結果、投与状況等必要事項を正確に把握する必要があることから、事後検証表を参考にし、処置が適切に実施されたかについて事後検証を実施すること。

メディカルコントロール体制の充実強化について

—具体的な指示を必要とする救急救命処置(「特定行為」)の見直しの経緯から—

平成26年4月 心肺機能停止前患者に対する輸液及び低血糖発作患者へのブドウ糖溶投与を特定行為に追加

「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖等溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」

(平成26年1月31日医政指発0131第2号厚生労働省医政局指導課長通知)

(抜粋)

「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年1月31日厚生労働省令第7号)により追加された、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖等溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了した上で救急救命士国家試験に合格した者については、本講習及び実習の対象外となる予定であることを申し添える。

1 講習及び実習について

原則として、次の条件を満たすものであり、講習及び実習の実施施設の長は、その内容について、[都道府県メディカルコントロール協議会\(以下「都道府県MC協議会」という。\)](#)又は[地域メディカルコントロール協議会\(以下「地域MC協議会」という。\)](#)と十分協議すること。

(1)対象者について

救急救命士の資格を有する者で、かつ、心臓機能停止の状態である傷病者に対する薬剤(エピネフリン)投与の実施のための講習及び実習を修了した者。

(2)講習内容及び講習時間について

別表に定める内容を含む基本時限数24時限(1時限は50分)以上のものであること。心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖等溶液の投与に係る講習内容は一体であり、単独行為のみの講習内容は認められないこと。あわせて、受講生の講習の開始に先立ち、薬剤(エピネフリン)投与に関する基礎知識、手技の確認を行うこと。

(7)講習及び実習修了証明書の発行について

適切な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習及び実習の実施施設の長が、講習及び実習修了証明書を発行すること。

2 講習及び実習修了者の認定及び登録について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖等溶液の投与を行う際には、オンラインメディカルコントロールによって、医師の具体的な指示を受けることになるので、その円滑な運用を図るために、講習及び実習修了認定書の交付を受けた救急救命士を把握する必要がある。[都道府県MC協議会](#)は、救急救命士の資格を有し、1(7)に基づく修了証明書によって、上記の把握ができた者に対して、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖等溶液の投与の実施に係る認定書を交付し、また、その認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成、管理するとともに、これらの処置の円滑な運用のために[地域MC協議会](#)と情報を共有すること。

4 再教育について

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖等溶液の投与を行う際に必要な知識、技能を修得し、2の認定証を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するために必要な再教育を行うこと。

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の概要

■ 要 旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の経常的な経費及び設備整備費に対して補助を行うもの。

■ 事業一覧

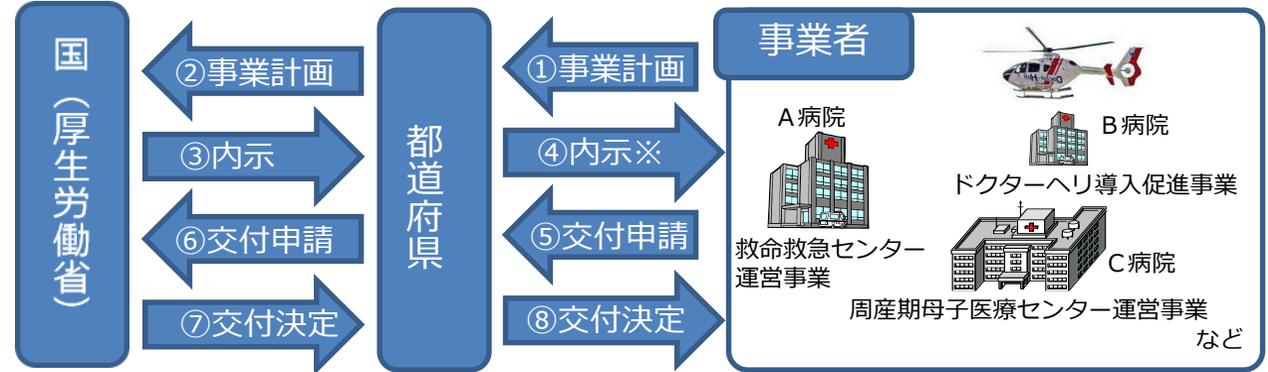
【運営等事業（21事業）】

- 救急医療対策事業
 - ・救命救急センター運営事業
 - ・小児救命救急センター運営事業
 - ・小児初期救急センター運営事業
 - ・共同利用型病院運営事業
 - ・ドクターヘリ導入促進事業
 - ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業
 - ・救急救命士病院実習受入促進事業
 - ・自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業
 - ・救急医療情報センター運営事業
 - ・救急・周産期医療情報システム機能強化事業
 - ・救急患者退院コーディネーター事業
- 周産期医療対策事業等
 - ・周産期母子医療センター運営事業
 - ・周産期医療対策事業
 - ・NICU等長期入院児支援事業
- 看護職員確保対策事業
 - ・外国人看護師候補者就労研修支援事業
 - ・看護職員就業相談員派遣面接相談事業
 - ・助産師出向支援導入事業
- 歯科保健医療対策事業
- 院内感染地域支援ネットワーク事業
- 地域医療対策事業
- アスベスト対策事業

【設備整備事業（22事業）】

- ・休日夜間急患センター設備整備
- ・小児初期救急センター設備整備
- ・病院郡輪番制病院及び共同利用型病院設備整備
- ・救命救急センター設備整備
- ・高度救命救急センター設備整備
- ・小児救急医療拠点病院設備整備
- ・小児集中治療室設備整備
- ・小児救急遠隔医療設備整備
- ・小児医療施設設備整備
- ・周産期医療施設設備整備
- ・地域療育支援施設設備整備
- ・共同利用施設設備整備
- ・基幹災害拠点病院設備整備
- ・地域災害拠点病院設備整備
- ・NBC災害・テロ対策設備整備
- ・航空搬送拠点臨時医療施設設備整備
- ・人工腎臓装置不足地域設備整備
- ・HLA検査センター設備整備
- ・院内感染対策設備整備
- ・環境調整室設備整備
- ・内視鏡訓練施設設備整備
- ・医療機関アクセス支援車整備

■ 補助の流れ（例）



※医療計画の実効性を確保するため、事業者への内示額は都道府県の裁量により配分している。

救急医療体制強化事業

① メディカルコントロール体制強化事業

【事業目的】

メディカルコントロール協議会に地域の救急医療の実情に精通した医師を配置し、救急搬送困難事例の解消等を図り、円滑な救急搬送受入体制を構築するなど、メディカルコントロール体制強化を図るため、医師を配置するために必要な経費等について財政支援を行うもの。

【事業概要】

- 補助先 都道府県
- 対象経費 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、諸謝金、報償費、需用費、役務費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃料、旅費、広報経費、研修費、委託料
- 基準額 43,915千円 ○補助率 1/2（国1/2、都道府県1/2）

② 搬送困難事例受入医療機関支援事業

【事業目的】

長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関を確保し、搬送困難事例解消、地域における円滑な救急医療体制の構築を図るため、救急患者を確実に受け入れるために必要な体制（空床等）を確保する医療機関に対し、必要な経費等について財政支援を行うもの。

【事業概要】

- 補助先 都道府県（間接補助先：医療機関）
- 対象経費 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、諸謝金、報償費、需用費、役務費、通信運搬費、医療機器等備品購入費、使用料及び賃料、旅費、自動車維持費、空床確保経費※1
- 基準額 1医療機関あたり 76,285千円（※1）、12,621千円（※2）
- 補助率 1/3（国1/3、都道府県1/3、医療機関1/3）

※1 必ず救急患者を受け入れる医療機関が対象

※2 一時的であっても救急患者を受け入れる医療機関が対象

消防法の改正「搬送・受入れルールの策定」

- 都道府県に医療機関、消防機関等が参画する協議会(メディカルコントロール協議会等)を設置し、“消防機関による傷病者の搬送”及び“医療機関による当該傷病者の受入れ”の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準(実施基準)の策定を義務付け。

① 傷病者の発生

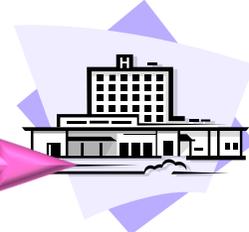
② 搬送先医療機関の選定



③ 救急搬送

受入れ

④ 救急医療



“救急搬送・受入れに関する協議会(メディカルコントロール協議会等)にて地域の搬送・受入れルールを策定

地域の搬送・受入れルールの策定

搬送・受入れの調査・分析

<搬送・受入れルール>

- 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
- 消防機関が傷病者の状況を確認し、上記リストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

総務大臣・厚生労働大臣
(実施基準の策定等の援助)

消防機関は、搬送・受入れルールを遵守しなければならない

医療機関は、搬送・受入れルールを尊重するよう努めるものとする

施行期日:平成21年10月30日

協議会の組織と実施基準について



都道府県

協議会(第35条の8)

- ・消防機関、医療機関等により構成
- ・実施基準に関する協議
- ・実施基準の実施状況に関する調査・分析等

ルール策定

実施基準(第35条の5)

- ・傷病者の状況に応じて適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
- ・消防機関がリストの中から搬送先を選定するための基準
- ・傷病者の状況を伝達するための基準
- ・搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に、受入医療機関を確保するための消防機関と医療機関の合意形成基準

① 医療機関のリスト(例)

| | | 傷病者の状況 | 医療機関のリスト | |
|------|---------------|-----------------|-------------------------|---------------------|
| 緊急性 | 重症度・緊急度高 | 重篤(バイタルサイン等による) | A救命救急センター、B救命救急センター | |
| | | 脳卒中 疑い | t-PA適応疑い | B救命救急センター、D病院 |
| | | | その他 | C病院、E病院 |
| | | 心筋梗塞(急性冠症候群)疑い | A救命救急センター、E病院 | |
| | | 胸痛 | A救命救急センター、B救命救急センター、D病院 | |
| | | 外傷 | 多発外傷 | A救命救急センター、B救命救急センター |
| | | | その他 | C病院 |
| | | ... | ... | |
| | | 専門性 | 妊産婦 | B救命救急センター、F病院、G病院 |
| | | | 小児 | B救命救急センター、J病院、K病院 |
| 開放骨折 | B救命救急センター、H病院 | | | |
| ... | ... | | | |
| 特殊性 | 急性アルコール中毒 | C病院、D病院、E病院 | | |
| | ... | ... | | |

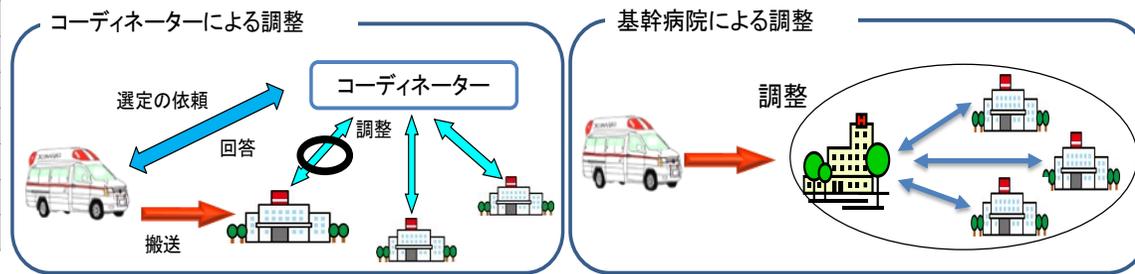
② 選定基準

- ・搬送時間が短い直近の医療機関選定を前提とし、医療機関の受入可否状況や傷病者のかかりつけ医療機関の有無等も考慮

③ 伝達基準

- ・医療機関リストの区分に該当すると判断した症状等の情報等について優先して伝達。

④ 受入医療機関を確保するための方策(例)



※ 上記の基準は例示であり、分類基準をどう策定するかは地域の実情に応じて決定されるものである

ドクターヘリの現状

ドクターヘリとは

- 救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

(ドクターヘリ導入促進事業:救急医療対策事業実施要綱)

ドクターヘリの運航

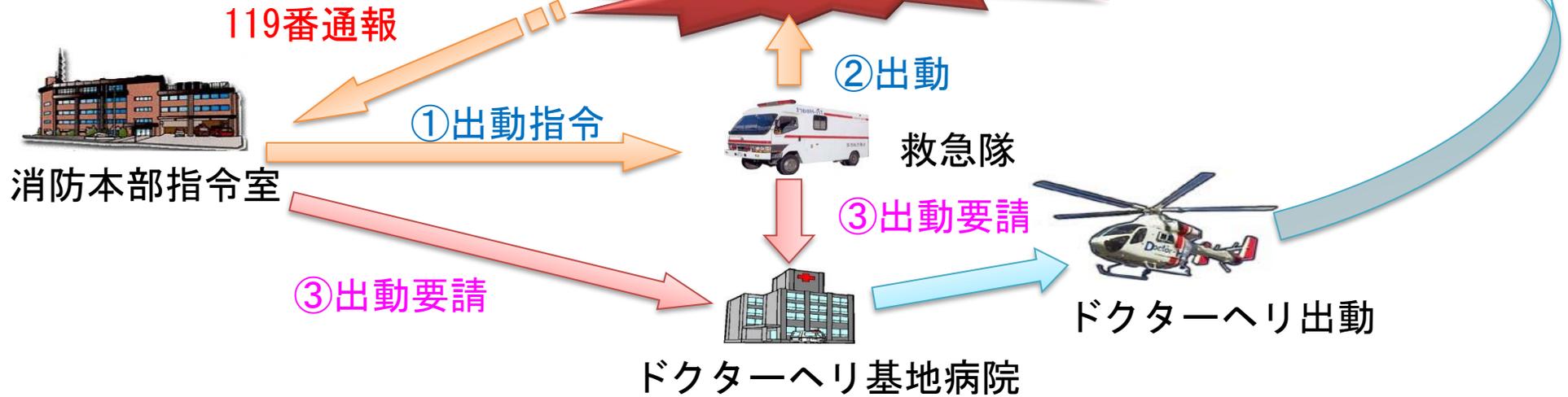


ドクターヘリの内部



ドクターヘリ運航の概要

出動様式



○各都道府県におけるドクターヘリの運航のあり方については、都道府県等に設置されている「運航調整委員会」において検討・決定することとされている。

(参考1)救急医療対策事業実施要綱

第6 ドクターヘリ導入促進事業

3. 運営方針

(1) ドクターヘリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターヘリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターヘリ運航会社、ドクターヘリ基地病院及び有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとって当該事業を実施するものとする。

(参考2)救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号)

(関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院(※)の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講じるものとする。

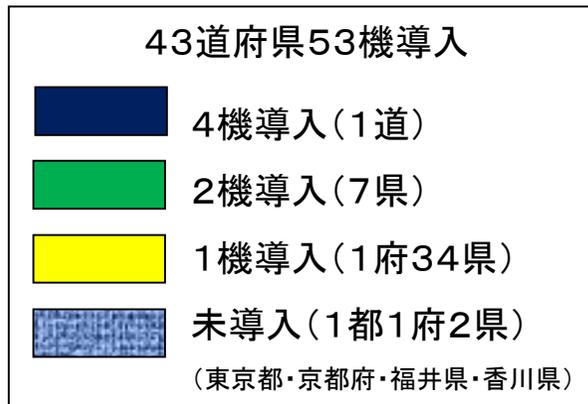
一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院(※)に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準

二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院(※)との連絡体制に関する基準

(※)救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院

ドクターヘリの導入状況(H30.9.24現在)

導入状況 43道府県53機にて事業を実施
(平成30年9月24日現在)



- 平成13年度 岡山県、静岡県、千葉県
愛知県、福岡県
- 平成14年度 神奈川県、和歌山県
- 平成17年度 北海道、長野県
- 平成18年度 長崎県
- 平成19年度 埼玉県、大阪府、福島県
- 平成20年度 青森県、群馬県、沖縄県
- 平成21年度 千葉県(2機目)、静岡県(2機目)
北海道(2機目、3機目)、栃木県
- 平成22年度 兵庫県、茨城県、岐阜県、
山口県、高知県
- 平成23年度 島根県、長野県(2機目)、熊本県
鹿児島県、秋田県、三重県
- 平成24年度 青森県(2機目)、岩手県、山形県
新潟県、山梨県、徳島県、
大分県、宮崎県
- 平成25年度 広島県、兵庫県、(2機目)、佐賀県
- 平成26年度 北海道(4機目)
- 平成27年度 滋賀県、富山県
- 平成28年度 宮城県、鹿児島県(2機目)、愛媛県
奈良県、新潟県(2機目)
- 平成29年度 鳥取県
- 平成30年度 石川県

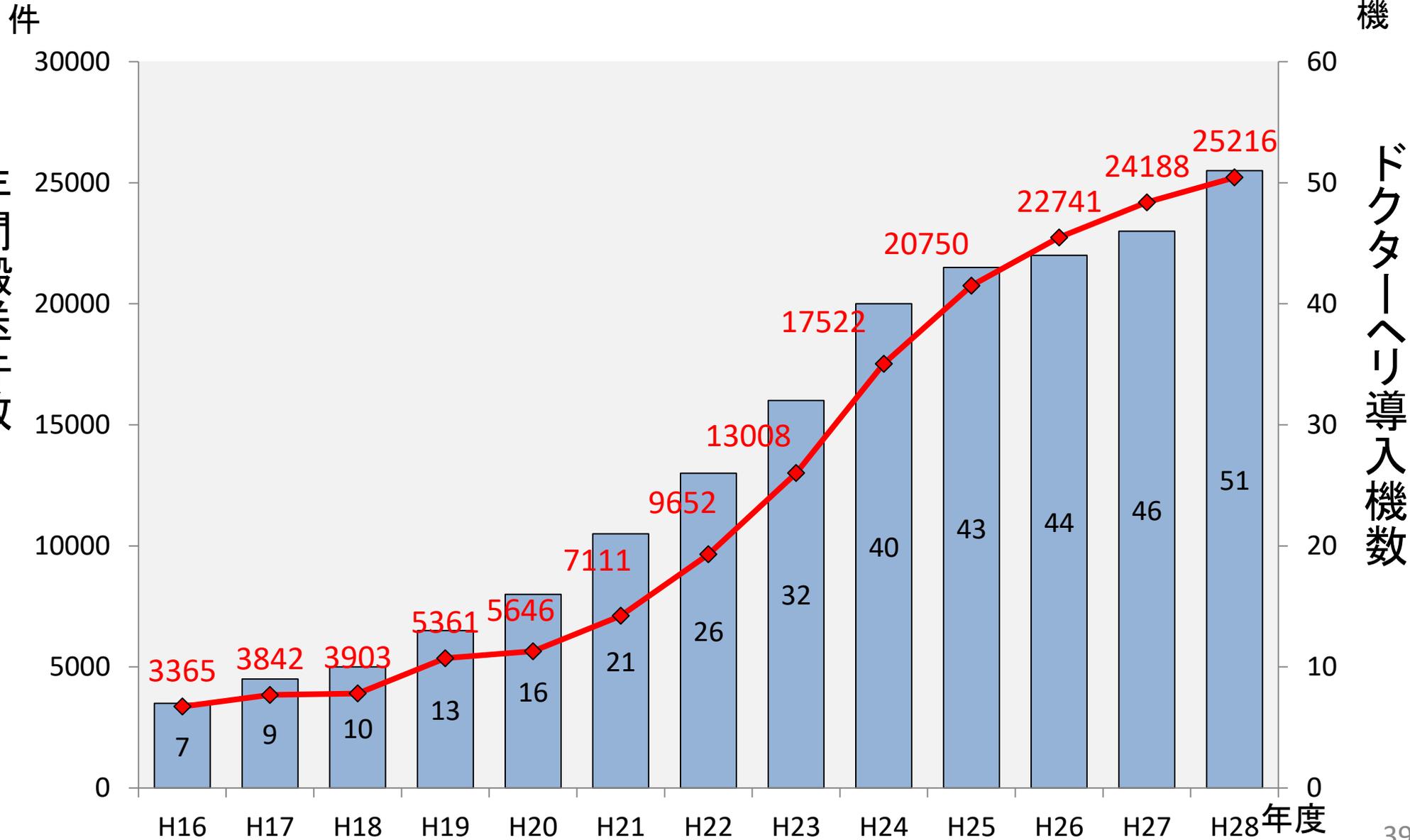
平成30年度予算

| | |
|-----|------------------------------------|
| 予算額 | 66.4億円【医療提供体制推進事業費補助金(229.2億円)の内数】 |
| 箇所数 | 53ヶ所(29年度52ヶ所) |
| 補助率 | 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2) |
| 基準額 | 1ヶ所当たり年間 約2.5億円 |

京都府は滋賀ドクターヘリが府南部をカバーするとともに、大阪・兵庫ドクターヘリが協定の下カバーしている。

ドクターヘリの実績推移

○ドクターヘリの全国の総年間搬送件数は経年的に増加している。



都道府県間の効率的運用

○都道府県間の応援協定は、導入県も増加し特に相互応援数が平成24年度より増加している。

○平成24年度相互応援

5地域、16県

- ・青森－岩手－秋田 ※
- ・山形－福島－新潟
- ・茨城－栃木－群馬
- ・大阪－和歌山－徳島
- ・岡山－島根－山口－広島

※試行運用中

○平成24年度共同運用

11県、15ドクターヘリ(延べ数)

- | | |
|----------------|---------------|
| ・茨城 →千葉ドクターヘリ | ・兵庫 →徳島ドクターヘリ |
| ・山梨 →神奈川ドクターヘリ | ・鳥取※→兵庫ドクターヘリ |
| ・三重 →和歌山ドクターヘリ | 島根ドクターヘリ |
| ・滋賀※→大阪ドクターヘリ | ・佐賀 →福岡ドクターヘリ |
| ・京都※→大阪ドクターヘリ | 長崎ドクターヘリ |
| 兵庫ドクターヘリ | ・大分 →福岡ドクターヘリ |
| ・奈良※→大阪ドクターヘリ | ・鹿児島→沖縄ドクターヘリ |
| 和歌山ドクターヘリ | |

○平成29年度相互応援

19地域、28府県

- | | |
|-----------|--------------|
| ・青森－岩手－秋田 | ・埼玉－群馬 |
| ・岩手－宮城 | ・神奈川－静岡－山梨 |
| ・宮城－山形 | ・富山－岐阜 |
| ・宮城－福島 | ・三重－和歌山 |
| ・秋田－山形 | ・三重－奈良 |
| ・山形－福島－新潟 | ・大阪－和歌山－徳島 |
| ・福島－茨城 | ・大阪－奈良 |
| ・茨城－栃木－群馬 | ・奈良－和歌山 |
| | ・岡山－島根－山口－広島 |
| | ・徳島－高知 |
| | ・福岡－佐賀 |

○平成29年度共同運用

7府県、9ドクターヘリ(延べ数)

- | | |
|---------------|---------------|
| ・茨城 →千葉ドクターヘリ | ・鳥取※→兵庫ドクターヘリ |
| ・滋賀 →大阪ドクターヘリ | 島根ドクターヘリ |
| ・京都※→大阪ドクターヘリ | ・佐賀 →長崎ドクターヘリ |
| 兵庫ドクターヘリ | ・大分 →福岡ドクターヘリ |
| ・兵庫 →徳島ドクターヘリ | |

※はドクターヘリ未導入県

(平成29年4月1日現在、医政局地域医療計画課調べ)

注:相互応援:ドクターヘリを導入している道府県間の応援協定

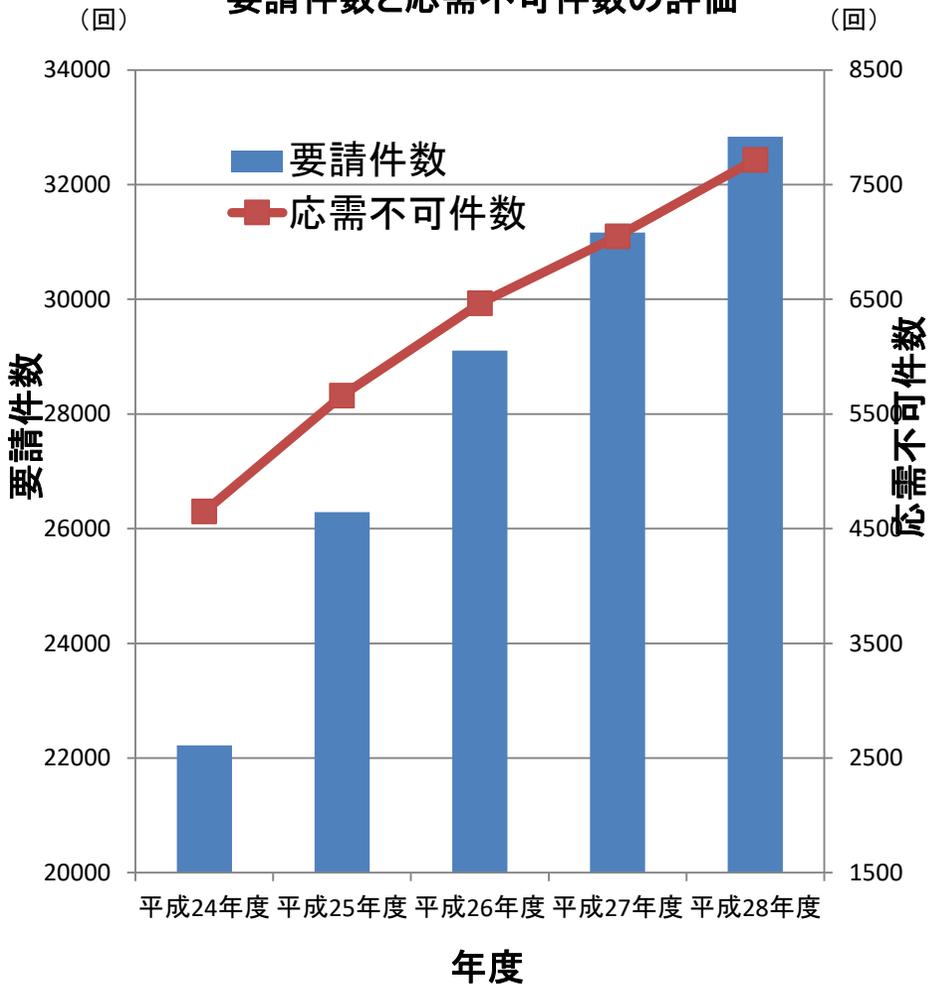
共同運用:ドクターヘリを道府県同士で運用する(県内遠隔地等)

要請への応需について

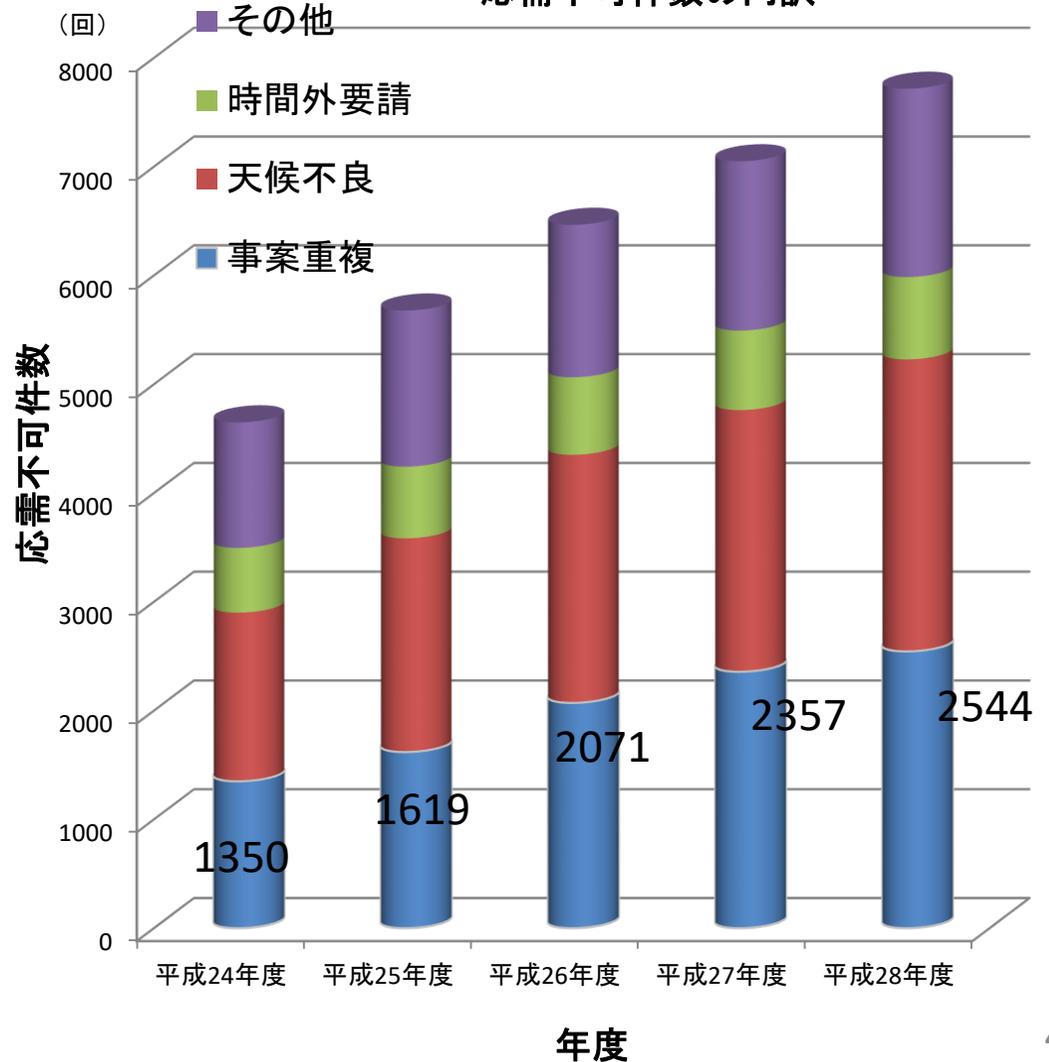
- 都道府県間の応援協定は増えているが、依然として応需不可件数(※)は増加している。
- 事案重複症例も依然として増加傾向にある。

※応需不可件数：未出動件数から出動前キャンセル件数を減じた件数

要請件数と応需不可件数の評価



応需不可件数の内訳



ドクターヘリのインシデントについて

平成28年8月8日 神奈川県ドクターヘリ 到着事故

(事故概要)

- ドクターヘリが着陸直前に、機体が回転しながら着陸する事故が発生。
- 機体が運航不能となったため、患者はすぐに救急車にて搬送。
- ドクターヘリの運航は、10日後の18日より再開。

(厚生労働省の対応)

- 平成28年9月27日付けで、医政局地域医療計画課から各都道府県宛に、ドクターヘリの安全運航等に関する事務連絡を発出。
- 平成28・29年度の厚生労働科学研究において、ドクターヘリの安全な運用に関する管理基準の策定に向けた研究を実施。

(運輸安全委員会からの航空事故調査報告書より)

- メイン・ローターがボルテックス・リング・ステート*1に陥り、機長が対応をしてもそれに応じた揚力が得られなかったことが原因と考えられる。

*1ボルテックス・リング・ステート:メイン・ローターの吹き下ろし流が、メイン・ローターの円周に沿ってドーナツ状の渦を発生する状態になり、揚力が得られにくい状態となること。



在宅医療・救急医療連携セミナー

<背景・課題> 本人の意思に反した(延命を望まない患者の)救急搬送が散見

国民の多くが人生の最期を自宅で迎えることを希望している。一方、高齢者の救急搬送件数も年々増加し、また大半は、人生の最終段階における医療等について、家族と話し合いを行っていない。このような背景を踏まえると、今後、本人の意思に反した救急搬送が増加する懸念がある。

<対策> 患者の意思を関係機関間で共有するための連携ルールの策定支援

先進自治体では、在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場を設け、救急搬送時の情報共有ルールの設定や、住民向け普及啓発に取り組んでいる。こうした先進事例をもとに、複数の自治体を対象としたセミナーを実施し、連携ルール策定のための重点的な支援を行う。また、本取組について全国的な横展開を推進していくことで、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備する。

在宅医療・救急医療連携セミナー

10～15の自治体（自治体職員、在宅医療関係者、救急医療関係者等）を対象に、グループワークを実施。

- ・連携ルールの内容検討
- ・連携ルール運用までの工程表の策定 に取り組むための支援を実施



先進事例の紹介

・既に連携ルールを運用している先進自治体の取組(連携ルールの運用に至る工程、課題)を分かりやすく紹介

有識者による策定支援

・有識者や先進自治体の支援のもと、連携ルールの検討や工程表策定についてグループワークを実施。

継続的なフォローアップ

・セミナーで策定した工程表の実施状況や課題を把握し、工程表の改善等を支援。

全国的な横展開の推進

連携ルール運用に至るまでの手順や、運用後の課題等ととりまとめ、全国の自治体に情報提供することで、参加自治体以外への横展開を推進

問題意識

本人の意思に反した搬送例が散見

対策

救急医療、消防、在宅医療機関が、患者の意思を共有するための連携ルール等の策定を支援



ルールに沿った情報共有



方向性

予め、**本人の意向を家族やかかりつけ医等と共有し、人生の最終段階における療養の場所や医療について、本人の意思が尊重される取組を推進**



救急医療情報センター運営事業

県全域を対象とする救急医療情報センターを整備し、市町村の区域を超えた救急医療情報の収集・提供を行う。また、災害時には医療機関の情報収集などを行うための全国的なネットワークとして機能する。（広域災害・救急医療情報システム）

- （対象経費） システム経費、技術員雇上経費等
- （補助先） 都道府県(委託を含む)
- （補助率） 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3)
- （創設年度） 昭和52年度

事業内容

(1) 通常時の事業

- ア 情報収集事業(随時更新)
 - ア) 診療科別医師の在否
 - (イ) 診療科別の手術及び処置の可否
 - (ウ) 病室の空床状況(診療科別、男女別、集中治療室等の特殊病室及びその他)
 - (エ) その他救急医療情報センター運営委員会等が必要と認める情報
- イ 情報提供、相談事業
 - 医療施設、消防本部及び地域住民からの問い合わせに対して適切な受入れ施設の選定、確認又は回答を行うものとする。
- ウ 救急医療情報センター運営委員会の開催

(2) 災害時の情報収集及び提供事業

- ア 医療施設状況
- イ 患者転送要請
- ウ 医薬品等備蓄状況
- エ 電気等の生活必需基盤の確保状況
- オ 受入患者状況

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について (平成30年3月14日公表)

1. 見直しの必要性

- 富山県射水市民病院の人工呼吸器取り外し事件を踏まえ、平成19年に策定された「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成27年に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に名称変更)は、その策定から約10年が経過しており、
 - ・ 高齢多死社会の進行に伴い、地域包括ケアシステムの構築に対応したものとする必要があること
 - ・ 英米諸国を中心として、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の概念を踏まえた研究・取組が普及してきていることを踏まえ、ガイドラインの見直しを行う必要がある。

2. 主な見直しの概要

- ① 病院における延命治療への対応を想定した内容だけではなく、在宅医療・介護の現場で活用できるよう、次のような見直しを実施
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に名称を変更
 - ・ 医療・ケアチームの対象に介護従事者が含まれることを明確化
- ② 心身の状態の変化等に応じて、本人の意思は変化しうるものであり、医療・ケアの方針や、どのような生き方を望むか等を、日頃から繰り返し話し合うこと(=ACPの取組)の重要性を強調
- ③ 本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に、本人の意思を推定する者について、家族等の信頼できる者を前もって定めておくことの重要性を記載
- ④ 今後、単身世帯が増えることを踏まえ、③の信頼できる者の対象を、家族から家族等(親しい友人等)に拡大
- ⑤ 繰り返し話し合った内容をその都度文書にまとめておき、本人、家族等と医療・ケアチームで共有することの重要性について記載

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。

心身の状態に応じて意思は変化しうるため
繰り返し話し合うこと



主なポイント

本人の人生観や価値観等、できる限り把握

本人の意思が確認できる

本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた、**本人の意思決定が基本**

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定

本人や家族等※と十分に話し合う

・家族等※が本人の意思を推定できる

本人の推定意思を尊重し、
本人にとって最善の方針をとる

- ・心身の状態等により医療・ケア内容の決定が困難
- ・家族等※の中で意見がまとまらないなどの場合

話し合った内容を都度文書にまとめ共有

本人の意思が確認できない

・家族等※が本人の意思を推定できない
・家族がいない

本人にとって最善の方針を
医療・ケアチームで慎重に判断

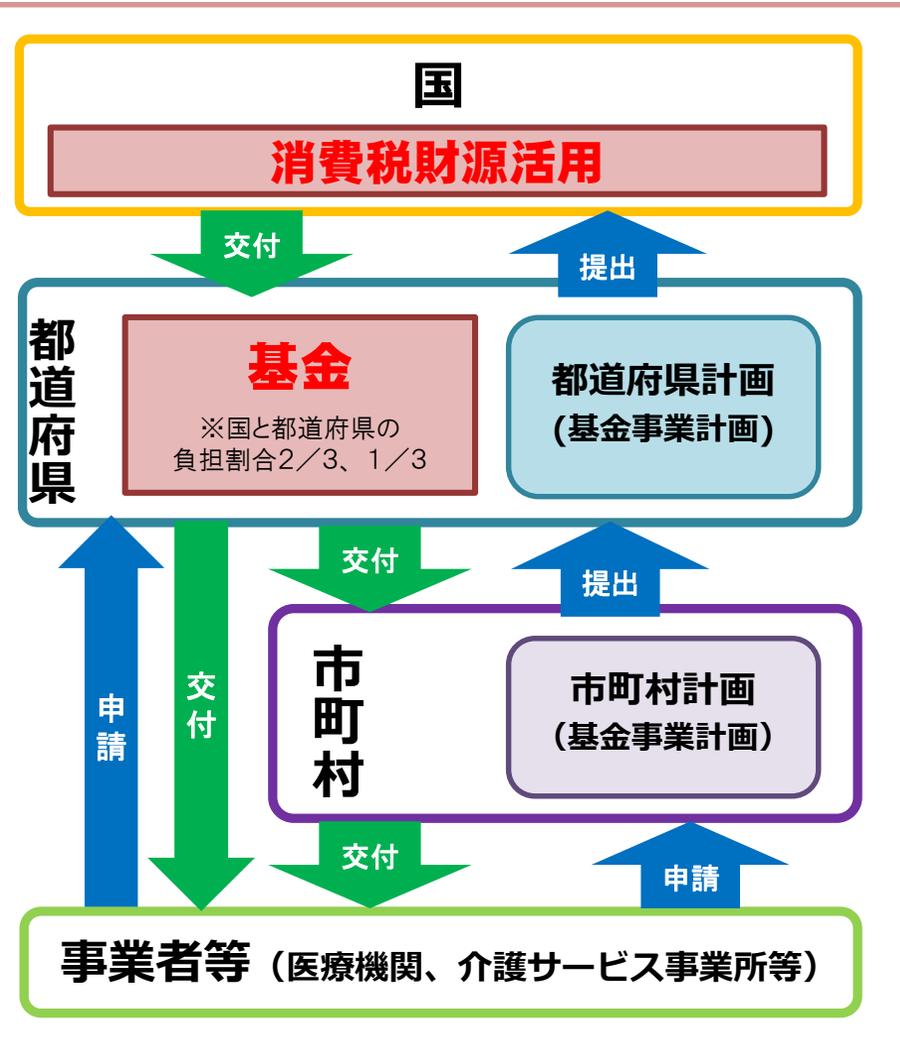
→複数の専門家で構成する話し合いの場を設置し、**方針の検討や助言**

※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。
※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。



地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

地域医療介護総合確保基金の対象事業①

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

(病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備)

- ・ 平成27年度以降に策定される地域医療構想に基づいた病床機能の転換等の施設・設備整備に対する助成事業
- ・ ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業



2. 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

(在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備)

- ・ 在宅医療の実施に係る拠点の整備 / 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 / 在宅医療推進協議会の設置・運営 等

(在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業)

- ・ 在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成 / 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 等

(その他在宅医療の推進に資する事業)

- ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 / 在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等



3. 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

(地域密着型サービス施設等の整備への助成)

- ・ 地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対しての支援 ←

(介護施設の開設準備経費等への支援)

- ・ 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援 (※定員30人以上の広域型施設を含む。)
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等の支援
- ・ 土地の取得が困難な都市部等での定期借地権の設定のための一時金の支援
- ・ 介護施設で働く職員等の確保のために必要な施設内の保育施設の整備に対する支援

(特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善)

- ・ 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対する支援
- ・ 特別養護老人ホーム等のユニット化改修に対する支援
- ・ 介護療養型医療施設等を老人保健施設等への転換整備に対する支援

(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ等

※ 定員30名以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている。



地域医療介護総合確保基金の対象事業②

4. 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

(医師確保対策)

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- ・ 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

(看護職員等確保対策)

- ・ 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施
- ・ 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- ・ 看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舍整備 等

(医療従事者の勤務環境改善対策)

- ・ 医療勤務環境改善支援センターの運営
- ・ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援
- ・ 電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備 等



5. 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

(参入促進)

- ・ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- ・ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- ・ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- ・ 介護未経験者に対する研修支援
- ・ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 等

(資質の向上)

- ・ 介護人材キャリアアップ研修支援 / ・ 各種研修に係る代替要員の確保 / ・ 潜在介護福祉士の再就業促進
- ・ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 / ・ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 / ・ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

(労働環境・処遇の改善)

- ・ 新人介護職員に対するエルダー、メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- ・ 管理者等に対する雇用管理改善方策の普及(雇用管理改善の説明会、介護ロボット導入支援等)
- ・ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援 等



精神科救急医療体制整備事業

【目的】 緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保する(平成20年度～)

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1/2

【主な事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正(H24～)】

第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の实情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

精神科救急医療体制研修会

- ・精神科救急医療体制の運用ルール周知
- ・個別事例の検討、グループワーク等。

精神科救急医療体制連絡調整委員会

- ・関係機関間の連携・調整を図る

圏域毎の検討部会

- ・地域資源の把握、効果的連携体制の検討
- ・運用ルール等の策定、課題抽出

一般救急の情報センター



連携

精神科救急情報センター



- ・緊急対応が必要な患者を重症度に応じた受入先調整
- ・救急医療機関の情報集約・調整、かかりつけ医の事前登録

照会

情報
受入先

24時間精神医療相談窓口

- ・相談対応
- ・適宜、医療機関の紹介・受診指導



受入先調整

A精神科救急圏域
(常時対応型で対応)

B精神科救急圏域
(病院群輪番型で対応)

外来対応施設

常時対応型
精神科救急医療施設

※1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院を含む

身体合併症対応施設

身体合併症のある救急患者に対応より広い圏域をカバー

病院群輪番型
精神科救急医療施設

※1時間以内に医師・看護師のオンコール対応が可能な病院を含む

各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保